

令和7年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和7年9月26日（金曜日）

議事日程第5号

令和7年9月26日（金曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第66号から同第70号まで、請願第2号、陳情第6号、発議第6号及び同第7号
- 日程第4 議案第71号から同第73号まで及び同第75号から同第78号まで
- 日程第5 議案第74号
- 日程第6 議案第55号から同第65号まで
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第66号から同第70号まで、請願第2号、陳情第6号、発議第6号及び同第7号
- 日程第4 議案第71号から同第73号まで及び同第75号から同第78号まで
- 日程第5 議案第74号
- 日程第6 議案第55号から同第65号まで
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	池田七菜君	2番	松田徳彦君
3番	加藤康太郎君	4番	渡辺栄一君
5番	関原奈津美君	6番	利根川正君

7 番 田 中 立 一 君
 9 番 近 藤 新 二 君
 1 1 番 宮 島 宏 君
 1 3 番 阿 部 裕 和 君
 1 5 番 田 原 実 君
 1 7 番 保 坂 悟 君

8 番 和 泉 克 彦 君
 1 0 番 田 原 洋 子 君
 1 2 番 東 野 恭 行 君
 1 4 番 古 畑 浩 一 君
 1 6 番 中 村 実 君
 1 8 番 松 尾 徹 郎 君

〈欠席議員〉 0 名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 久保田 郁 夫 君
 総 務 部 長 嶋 田 猛 君
 産 業 部 長 猪 又 悦 朗 君
 企 画 定 住 課 長 大 西 学 君
 能 生 事 務 所 長 高 野 一 夫 君
 市 民 課 長 小 竹 貴 志 君
 福 祉 事 務 所 次 長 渡 辺 茂 君
 商 工 観 光 課 長 山 崎 和 俊 君
 建 設 課 長 長 崎 英 昭 君
 会 計 管 理 者 山 田 康 弘 君
 会 計 課 長 兼 務
 消 防 長 竹 田 健 一 君
 教 育 長 靄 本 修 一 君
 こ ど も 課 長 室 橋 淳 次 君
 生 涯 学 習 課 長 川 合 三 喜 八 君
 監 査 委 員 事 務 局 長 川 原 隆 行 君

副 市 長 井 川 賢 一 君
 市 民 部 長 山 口 和 美 君
 総 務 課 長 磯 貝 恭 子 君
 財 政 課 長 塚 田 修 身 君
 青 海 事 務 所 長 仲 谷 充 史 君
 環 境 生 活 課 長 木 島 美 和 子 君
 健 康 増 進 課 長 林 壮 一 君
 農 林 水 産 課 長 星 野 剛 正 君
 都 市 政 策 課 長 内 山 俊 洋 君
 ガ ス 水 道 局 長 陶 山 智 君
 消 防 次 長 中 村 淳 一 君
 教 育 次 長 山 本 喜 八 郎 君
 こ ど も 教 育 課 長 小 川 豊 雄 君
 文 化 振 興 課 長 嵐 口 守 君

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君
 係 長 川 原 卓 巳 君

次 長 上 野 一 樹 君

〈午前 1 0 時 0 0 分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（古畑浩一君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、４番、渡辺栄一議員、１２番、東野恭行議員、両名を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

東野委員長。〔１２番 東野恭行君登壇〕

○１２番（東野恭行君）

おはようございます。

９月４日並びに昨日９月２５日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第２号及び陳情第６号が採択されたことから、発議第６号、「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度２分の１復元」に係る意見書及び同第７号、高校授業料無償化を求める意見書が所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致を見ております。

次に議員派遣につきましては、１０月、１１月に上越三市議会議員合同研修会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会が、それぞれ開催となります。本日の日程事項として、議長発議で進めることで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。ハラスメント防止対策についてであります。

こちらについては、委員３名から成るワーキンググループにより、条例の協議等を行っており、その進捗状況について説明があったものです。

次に、委員長へ議長交際費の支出についてであります。

こちらについては、議長交際費の各委員会の委員長に対する交際費支出に関し、議論を行ってお

ります。新年度からの支出について、今後も継続して協議を行う旨、意見の一致を見ております。

次に、一般質問における議長職の交代についてであります。

こちらについては、一般質問の際、昼食時限の休憩のタイミングや質問者の交代のタイミングである程度の時間、議長が副議長と交代するものです。今後、状況を見ながら、12月定例会から試行実施することで意見の一致を見ております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることと決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（古畑浩一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては、休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、9月16日に8件の所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

まず、令和7年度糸魚川市総合防災訓練実施結果についてであります。

担当から、8月30日土曜日に行った訓練実施結果について説明がありました。訓練は、市内で震度6弱を観測し、津波警報が発表された状況を想定し、シェイクアウト訓練、避難訓練、初期消

火訓練や炊き出し訓練など、地域ごとに独自訓練を実施し、参加は78地区、計8,122人であったこと、また、能生中学校体育館を会場にモデル地区訓練を実施し、住民が実際に体験を通じて防災知識・技術を習得できる機会となったこと、参加についても全課において災害対策本部訓練、情報伝達訓練など約350人が参加したと説明がありました。

委員より、今回の訓練が土曜日開催であったため、市民の中には参加が難しかったという声がある。訓練の目的や想定を事前に明確に周知し、理解を得ながら実施すべきではとの質疑に対し、担当から、暑さへの注意喚起を優先してしまい、災害はいつでも起こり得るという観点での周知が不足した。次年度に向け改善したいと答弁がありました。

主な内容については、以上です。

次に、普通交付税の算定結果についてであります。

担当から、令和7年度の普通交付税交付額は、74億4,395万1,000円、前年度当初算定額と比べて1億6,618万円（2.3%）の増となり、その主な理由は、基準財政需要額が増加したこと、国税収入の増により交付税の原資が確保され、臨時財政対策債への振替がなくなったことによるもので、基準財政需要額は144億4,244万4,000円（対前年1.1%増）、基準財政収入額は69億9,090万4,000円（対前年0.6%増）で、その差額に基づき普通交付税が交付されると説明がありました。

委員より、内訳について確認する質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、財政健全化判断比率についてであります。

担当から、令和6年度決算に基づく各比率について説明がありました。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに黒字のため算定なし。実質公債費比率は13%で、前年より0.6ポイント増。将来負担比率は43.4%で前年より7.3ポイント減。以上のとおり、4つの比率は全て基準を下回っているが、引き続き、健全な財政運営に努めていくとのことであります。

委員より、内訳について確認する質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、公共施設使用料の見直しについてであります。

担当から、市管理の公共施設は、維持管理経費に対して使用料収入が大きく不足している状況であり、一般財源からの補填が続いているため、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料の見直し検討が進められてきた。見直しの主な内容は、地区住民が地区公民館を利用する場合やスポーツ協会・文化協会加盟団体などへの減免措置を原則廃止し、利用者に応分の負担をお願いすること、使用料の算定方法を維持管理経費に基づく方式に改め、現行料金の1.5倍を上限に改定することの2点。ただし、小中高生の利用については、全額免除とする方針で、この見直しにより、施設使用料収入は年間で約3,000万円の増加を見込んでおり、施行期日は、令和8年4月1日とした。今後、市長との地区懇談会においても見直しの説明をし、12月定例会に関係条例の改正を一括条例で提出したいと説明がありました。

委員より、地区公民館の利用料を全額免除から有料に改める点について、住民の理解が得られるか懸念の質疑に対し、担当から、受益者負担の原則に基づき、応分の負担をお願いしたく、広報や懇談会を通じて丁寧な説明を行うと答弁がありました。

委員より、小中高生の利用を全額免除とする方針については評価する意見が出されたが、大人と子供が混在する団体の扱いを明確にすべきとの質疑に対し、担当からは減免の判断基準を明確にし

て対応するとの答弁がありました。

主な内容については、以上です。

次に、督促手数料の廃止についてであります。

担当から、督促手数料（１００円）について、令和８年４月から廃止する方針が示され、市税が、令和５年度から地方税統一ＱＲコードを使用した納付となり、金融機関窓口で納付書に督促手数料を追記して収納する対応ができなくなったこと、郵便料金や金融機関手数料の増額により、徴収コストが手数料収入を上回っていることなどが廃止の理由であると説明がありました。この廃止により年間約１６５万円の収入減となるが、滞納整理業務への集中や納付書の使用期限延長による利便性の向上につながると説明がありました。

これに対し、委員からの質疑はありませんでした。

次に、旧東北電力ビル等解体工事の入札についてであります。

担当から、７月１４日に公告し、入札を実施したが不調となっており、これを踏まえた入札方法を検討中で、再入札を実施後、１１月中旬に仮契約し、１２月議会で議案を提出したい。解体工事開始は３か月遅れる見込みであるが、令和１１年３月までに広場整備の完了を予定していると説明がありました。

委員より、これまでの不調が金額だけの問題なのか、それ以外の地形・立地や構造上の問題が関係しているのではないか。７回目の入札への対応などを問う質疑に対し、担当から、仕様書の中身をいま一度精査して、落札に結びつくよう調整していくと答弁があり、久保田市長からも、７回目の入札に向け全力を尽くすと答弁がありました。

主な内容については、以上です。

次に、学校の在り方についてであります。

担当から、市立学校の現状として児童生徒数は減少傾向にあり、多くの学校が小規模校、複式学級を抱える状況であることから、より質の高い教育環境を提供することを目的とし、中学校区単位で一貫教育学校または義務教育学校を設置し、小学校は複式学級をなくすために、中学校区ごとに１校または２校にまとめていく方針であると説明がありました。また、不登校への対応として、校外適応指導教室のセンター機能強化など、学びの多様化体制整備を進めていく方針であるとありました。

委員より、住民理解に時間を要することを踏まえつつも、早期に進めるべきであるとの質疑に対し、担当から、丁寧に地域への説明をしていくと答弁がありました。

委員より、学区の自由選択や学校間競争による魅力向上、高校再編を含めた検討を求める意見に対し、担当から、今後、庁内及び検討委員会で議論・検討を進めたい。また、学びの多様化については、既存事業を充実させ、新たな拠点校設置については引き続き検討していくと答弁がありました。

主な内容については、以上です。

最後に、市内学校で発生したいじめ事案についてであります。

担当から、令和６年に発生した事案について、前回の報告以降、調査委員会を８回、聞き取りを２回実施。現在は保護者への情報提供を進めつつ、報告書を取りまとめている段階で、１１月を目途に結果を公表したい。また、保護者から計６件の申立てがあり、そのうち２件は過年度のいじめ

行為に関する調査要望、４件は同一の事案に関する申立てであり、重大事態として扱う方針です。これらのうち、過年度の２件については、現行の調査終了後、改めて保護者に説明の上、第三者を含む調査委員会で調査を進める予定であり、残りの４件については、第三者が入った別の調査委員会で調査を行う予定であり、いずれの事案についても事実関係を明らかにし、再発防止に取り組むと説明がありました。

委員より、過去のいじめ事案について教育委員会としての責任の取り方についての質疑に対し、鶴本教育長より、再発防止に向けての取組を一生懸命やることが責任を果たすことと考えていると答弁があり、久保田市長からは、タブレット紛失事案を受け、中学校教職員への指導や保護者との面談を行い、被害生徒が不利益を受けない仕組みや加害生徒への教育的指導の必要性など、保護者の声を受け止めた対応を行ってきた。また、教育委員会に対しても保護者との面談を働きかけており、案件の収束に向けて責任を持って対応していくと答弁がありました。

主な内容については、以上です。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○１５番（田原 実君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

財政運営について調査いただきました。ご報告の中では、実質公債費比率について触れておられました。それで、現在１３％ということですが、この数値を委員会の中ではどのように受け止められたのか、もし質疑等があれば、お聞かせください。

〔「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

〈午前１０時１７分 休憩〉

〈午前１０時１８分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

阿部委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

ご質問ありがとうございます。

委員会の中では、13%に関する質疑はなく、表に関して確認事項があったのみでございます。
以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。

○15番（田原 実君）

13%というと、まだ大丈夫なのかなというふうに我々受け止めてしまうんですけども、全国の市町村の平均からいいますと、これはもう倍ぐらいというような状況の中ですね、ますます厳しくなっていくであろうということから、委員会におかれましては、この指数を一つの判断としまして、将来的なことをお考えいただきたいのと、このようなことから質疑をさせていただきました。

4つの指数、いずれも大事でありますけども、できるだけ目標値を定めまして、そのように行政側が財政運営できるように委員会としても取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

お願いします。

公共施設使用料の見直しの件で、地区公民館を地区の住民の方が使用することについての報告は今あったんですけども、スポーツ団体とか文化団体だとか、そういった方の利用についての、今まで2分の1減免のものが減免なしということになることについての質疑はありましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

お答えいたします。

スポーツ団体であったり、文化協会に加盟している方の減免についてという質疑は、委員会の中ではございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○7番（田中立一君）

団体等のそれはなかったということなんですけれども、これらを利用する市民において、いろいろな活動に対して影響があるかどうか、そういう質疑はありましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

お答えいたします。

そういった質疑はなかったんですけれども、大人と子供が混在するような団体についての取扱いはどうするかという質疑はございましたが、今、田中議員おっしゃるご質問の内容については、質疑ございませんでした。

○議長（古畑浩一君）

暫時休憩いたします。

〈午前１０時２１分 休憩〉

〈午前１０時２２分 開議〉

○議長（古畑浩一君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

すいません、追加なんですけれども、今回、使用料の減免がなくなったっていうことなんです。団体に対してなくなったっていうことなんですけれども、考え方としては、今の利用料、要は減免がなくなっているんですけれども使用料自体の見直しをした上で、１．５倍になったからそのまま料金が１．５倍というわけではなくて、減免がなくなっても利用料が適正になるような措置を行った料金改定となっておりますので、ただただ高くなるというわけではなく、行政からの説明にもありました、利用者の受益者負担という考え方でやっていくっていうふうな答弁がありました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中議員。

○７番（田中立一君）

ありがとうございます。

今言われたようなこと、ちょっと心配になる市民の方もおられるんじゃないかなと思い、質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、9月11日に所管事項調査を行いました。その主な内容について、報告いたします。

調査項目は、ジオパル鉄道ジオラマの現状と今後の対応についてです。

担当課より、令和6年11月7日に、ジオパルの鉄道ジオラマ修繕業務の契約不適合履行追完検査に合格した鉄道模型について、令和7年3月以降になってデジタルカメラユニットの故障が相次ぎ、29台中25台が故障している状態となっているという現状が報告されました。対応状況として、本年3月以降、受託者が3回現地での状況確認をしていること、市は、受託者に原因の究明と保証や責任の考え方の提示を求めてきたが、正式な回答がないことが報告されました。

また、今後の対応方針として、受託者からの回答を待つとともに、保証や責任を明らかにするための措置の準備を検討すること。故障していない4台のカメラユニットは使用を続けること。車両へのカメラユニットの搭載の採用と運営の方針を検討するとともに、受託者からの誠意ある対応がない場合は、メンテナンス事業者の変更も視野に入れているとの報告がありました。

また、9月24日、25日には、受託者が来市する予定であり、現状の確認や今後について協議をすることが報告されました。

委員より、誠意ある対応とはどのようなものなのかという質疑があり、担当課より、受託者の負担で、改善された新しいカメラユニットに交換すること、取り替えた新しいカメラユニットには、市が納得する保証期間を設定すること、さらに丁寧にスタッフへの運用上の指導を求めるとの答弁がありました。

委員より、ジオパルの鉄道模型やカメラカーは大きな魅力となっているので、それが不具合であることがSNSなどで広まると、せっかくの評判が低落することが懸念されるという意見に、担当課より、鉄道模型を楽しみに来場される方を落胆させないように、できるだけ早期にこの問題を解決したいとの答弁がありました。

委員より、ジオステーションには、学芸員並みの知識と技術を有するスタッフの配置が必要なのではないかという指摘に対し、担当課より、そのような知識と技術を持つスタッフが必要と考えて

いるという答弁がありました。

また、休憩中ではありますが、鉄道模型だけでなく、キハ52を動かす車両移動機の不具合の指摘もございました。本件については、継続調査とすることで意見の一致を見えています。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、田中 立一 市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中 立一 君登壇〕

○7番（田中 立一 君）

市民厚生常任委員会では、9月12日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、地区集会施設に係る固定資産税の課税免除についてであります。

本案件は、当初、休憩中の報告事項でしたが、提出された資料等から、委員より、所管事項調査に、と動議が出され、全員一致により所管事項調査といたしました。

冒頭、井川副市長より、本案件は条例上、申請により固定資産税の課税免除ができるという規定になっているが、その申請がなかったということで、市民課では、これまで課税免除してこなかった。旧能生町と新糸魚川市の取扱いは異なっており、合併前に調整し、決定した事項について、市から地区への周知が漏れていたことが原因であろうと考えている。市民課の取扱いとしては間違っていることではないと思うが、これが原因で地区の皆さんとコミュニケーションがうまく取れなくなったといった部分で、迷惑をかけた事案だと思っている。担当課から相談を受け、これは地区としっかり話し合って返還の方向で協議をしてほしいと指示し、現状の報告に至る次第である。地区の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたことを、改めておわび申し上げたいと、おわびの言葉と説明がありました。

また、担当課による概要説明では、本年度、固定資産税の納税通知書を送付したところ、地区から集会施設に固定資産税が課税されていることについて、疑義の問合せがあり、市において、課税

台帳等を確認したところ、集会施設として使われており、土地所有者も地区名義であるため、課税免除の対象となることが判明した。旧能生町の規定では、課税免除の対象を建物のみとしており、旧糸魚川市では、建物及び土地が課税免除対象、旧青海町は、町で集会施設を所有する方式だった。合併後の新糸魚川市では、建物及び土地を課税免除の対象とすることとしたため、市町合併した時点で、地区に対して課税免除の案内や周知を行うべきであったが、その周知が不足しており、そのため課税状態が続いてしまった。この点が大きな原因であり、申し訳なかったと思っている。課税免除の対象は9地区となり、新糸魚川市になった時点で、地区に対して周知が不足していたことが原因であるため、合併時に遡り固定資産税を還付する。地区に対しては、説明と謝罪を行っており、現在、1地区に対しては還付が完了している。8地区に対しては還付に向けて手続を進めているところであり、9地区の還付総額は246万500円である。今後、同様な事例がないか、さらに調査を進め、引き続き適正な課税となるよう事務を行っていく。今回の件について、地区に対して大変なご迷惑をおかけした。重ねておわび申し上げたいと、担当からも説明とおわびの言葉がありました。

委員より、還付金支出の処理、議会へ報告する手順についての質疑があり、担当課より、過年度の還付金については、年間1,500万円を予算計上しており、その中から支出している。手続的には、過年度のものを返すという行為自体は、そう珍しい事象ではないというのをご理解いただきたい。ただ今回の件は、手続上の問題もあったので、まず議会に説明すべきだったと反省の点がある。一刻も早く地区に還付したいということで、手続は先に進めているとの答弁がありました。

委員から、議会へ報告する手順についての見解を求められた議長より、違法ではないし、手続上間違っていないが、議会对応の点で丁寧ではないことが議会軽視とも取られるので、議会にきちんと説明してからやってほしいと思うと述べられました。

委員より、遡って還付できる年数についての質疑があり、担当課より、一般論では、地方税法による遡り5年、糸魚川市固定資産税等過誤納金補填金支払要綱に基づくとさらに5年、納税者のほうで領収書など必要書類があれば、さらにプラス10年となり、合計で20年になっていると答弁がありました。

委員より、土地所有者が地区名義ではない場合の課税免除についての質疑があり、担当課より、借地料が発生していると課税免除の対象外になり、地区が無償で借りていれば免除の対象になる。さらに全体を追加調査し、無償で借りていれば、20年遡り免除という同じ対応をさせてもらうという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

日程第３．議案第６６号から同第７０号まで、請願第２号、陳情第６号、発議第６号及び同第７号

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第３、議案第６６号から同第７０号まで、請願第２号、陳情第６号、発議第６号及び同第７号を一括議題といたします。

本件につきましては、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第６号及び同第７号の説明を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔１３番 阿部裕和君登壇〕

○１３番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、９月１６日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であり、請願第２号及び陳情第６号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第６６号、糸魚川市議会議員及び糸魚川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当から、今年６月に国政選挙における公費負担限度額が引き上げられたことを受け、当市でもビラやポスターの公費負担額を改正するもので、この改正は、次回の市議会議員選挙及び市長選挙から適用となると説明がありました。

委員より、若干質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

議案第６７号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第６８号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連しているため一括して審議を行いました。

担当から、国の育児・介護休業法の改正に伴い、公務員も含めた働きながら子育てしやすい環境整備が進められているため、当市においても、部分休業の取得条件や時間などを柔軟化するため、関係する２つの条例を改正するものと説明がありました。

委員より、育児休業や休業制度の拡充に伴い、職員の権利を認める一方で、実際に休まれる際の業務フォロー体制についての質疑に対し、担当から、現状は会計年度任用職員で補う形との説明が

あり、井川副市長からは、バランスよく配置することを心がけており、人事異動で育児休業取得者が集中しないよう配慮していると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

議案第69号、糸魚川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当から、特殊勤務手当に緊急消防援助隊手当を新たに追加するもので、これは、大規模災害時に緊急消防援助隊として被災地で救助活動に従事する際に支給される手当であり、全国と同じ水準の手当とする改正で、支給額は、勤務1日につき1,080円、より危険度の高い地域での活動については2,160円である。今回の改正に合わせて、現在使用していない応接手当を削除すると説明がありました。

これに対し、委員からの質疑はありませんでした。

続きまして、請願第2号、「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願であります。

本請願については、紹介議員から趣旨説明を受けており、審査を行い、特に異議なく採択されています。

本請願は、意見書の提出を願意としていることから、発議第6号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明といたします。

「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。中学校では2026年度から段階的に引き下げる方針となっています。きめ細かい教育活動を進めるために、30人以下学級の実現が必要です。また、実効性のある働き方改革を実現するため、自治体による学校・教師が担う業務に係る3分類をはじめとした施策に必要な財政措置も必要不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。また、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記、1、学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。

2、学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制標準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

４、新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。

５、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に意見書を提出します。

続きまして、陳情第６号、「高校授業料無償化を求める意見書」に関する陳情であります。

本陳情については、特に異議なく採択されています。

本陳情は、意見書の提出を願意としていることから、発議第７号を提出いたします。

これより発議文を読み上げ、提案説明といたします。

高校授業料無償化を求める意見書。

今日、全国で約３割の高校生が私立高校で学んでいます。私立高校は、公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和７年２月に自民党・公明党・日本維新の会が、高校授業料無償化について合意したことを受けて、公私ともに年収９１０万円以上の全世帯に年額１１万８，８００円を支援するための予算を計上した修正予算が３月３１日に成立しました。３党合意では、令和８年度から授業料支援額を令和７年度の私学授業料平均額に相当する４５万７，０００円に引き上げ、年収５９０万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれています。

しかし、文部科学省は、令和７年度の制度拡充を今年度限りの高校生等臨時支援金とし、令和８年度については、所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引上げも含めた、いわゆる高校授業料の無償化を別途検討中ですとしています。合意されている内容を着実に実施するよう要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第６号及び同第７号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 6 号及び同第 7 号につきましては、委員会の付託を省略することと決しました。
これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 66 号、糸魚川市議会議員及び糸魚川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 67 号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 68 号、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 69 号、糸魚川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 70 号、糸魚川市立小学校及び中学校の設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

議事の都合により、発議第6号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第6号、「30人以下学級の実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元」に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、請願第2号、「30人以下学級の実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める」に係る意見書の採択を求める請願につきましては、採択すべきとみなします。

次に、議事の都合により、発議第7号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第7号、高校授業料無償化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

なお、このことにより、陳情第6号、「高校授業料無償化を求める意見書」に関する陳情につきましては、採択すべきものとみなします。

日程第4．議案第71号から同第73号まで及び同第75号から同第78号まで

○議長（古畑浩一君）

日程第4、議案第71号から同第73号まで及び同第75号から同第78号までを一括議題いたします。

本件につきましては、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました議案については、9月11日に審査が終了しております。その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第73号、損害賠償額の決定及び和解についてでは、担当課より、糸魚川駅自由通路のデジタルサイネージ等で放映していた鉄道利用促進のPR動画の一部が、撮影者の承諾なく使用されており、市が無断で鉄道事業者に動画素材を提供したことが、著作権の侵害に当たるとして撮影者との仮示談が成立したことから、その損害を賠償するものとの説明がありました。

委員より、令和6年10月11日に放映を中止してから、建設産業常任委員会に報告がなかった理由についての質疑があり、担当課より、経過を当時の担当者に聴取し、関係書類を探したが発見できず、動画の提供についての内容が不明確であったことと、著作権の価値評価の示談交渉中では報告できなかったためとの説明があり、報告が遅くなったことへの陳謝がありました。

議案第75号、令和7年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）、議案第76号、令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第77号、令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第78号、令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）では、担当局より、議案第76号、同第77号及び同第78号の債務負担行為は、上下水道包括委託事業について、令和7年度から令和18年度までの間の限度額を補正するものとの説明がありました。

このほか担当局より、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託を導入する目的、新たに官民共同出資会社を設立し、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承を行っていくこと、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の必要性などについての説明がありました。

委員より、今後の料金の値上げについての質疑があり、担当局より、実施主体が市である上下水道事業については、料金の算定は市が行い、料金の改定も議会に提案することになるとの説明がありました。

また、ガス事業は民間企業への譲渡であるため、料金については民間側の責任になり、要請事項には譲渡後3年間は現行の料金水準を上回らないことがあるが、それ以降は民間側で料金設定されるとの答弁がありました。

委員より、取締役を派遣しないのであれば、株の出資比率をより高くして、発言力やガバナンスを確保する必要があるのではないかと質疑があり、担当局より、官民共同出資会社の経営については、市の関与はできるだけ少なくし、民間に任せることが最良だと判断し、出資比率を低く設定したとの答弁がありました。

このほかにも質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告がございませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号、糸魚川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第72号、糸魚川市水道条例及び糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第73号、損害賠償額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第75号、令和7年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第76号、令和7年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第77号、令和7年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第78号、令和7年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第5．議案第74号

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、議案第74号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては、休会中、それぞれの常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長の報告を求めます。

阿部裕和総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

阿部委員長。〔13番 阿部裕和君登壇〕

○13番（阿部裕和君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第74号については、9月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

財政課関係の国・県支出金等過年度返還金では、令和6年度までに交付された負担金や補助金等を実績に応じて返還するための補正であると説明がありました。

こども課・こども教育課関係のいじめ防止対策事業では、市内学校で発生したいじめ事案で、新たに6事案、3件の調査が見込まれているため、調査に係る費用の補正であると説明がありました。

小学校管理費では、根知小学校の統合に関連する補正であると説明がありました。

学校給食事業、学校給食センター管理運営費、学校給食費軽減事業（物価高騰対策）は、米の価格なども含め、物価の上昇が続いていることにより、10月分から20円を増額し、1食当たり、小学校では340円、中学校では400円としたいもので、教職員には増額分の負担を求めるが、児童・生徒分については、市で負担し、保護者には追加の負担を求めないと説明がありました。

なお、議案第74号の審査では、委員からの質疑はございませんでした。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

次に、宮島 宏建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

宮島委員長。〔11番 宮島 宏君登壇〕

○11番（宮島 宏君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第74号については、9月11日に審査が終了しており、その経過についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決です。

審査の過程における主な事項について、報告します。

商工観光課関係では、担当課より、7款商工費、1項3目観光費の3、糸魚川ジオステーションジオパル管理運営事業は、キハ52待合室の故障している蛍光灯をLED照明に交換するものとの説明がありました。

委員より、蛍光灯が故障してキハ52内の照度が低下していることは、かなり前から指摘していたのだが、対応が遅かったのではないかと質疑があり、担当課より、照度の低下については、あくまでも応急対応策ではあるが、LED照明を設置して照度を確保していたとの説明があり、蛍光灯の修理については、JRの系列会社と相談を続けていたが、原因が明らかにならなかったこと、蛍光灯の製造が2027年末で終了することから、LED照明に交換することにしたものとの説明がありました。

農林水産課関係では、担当課より、6款1項4目畜産業費の6、畜産振興事業は、搾乳機搬送レールの導入を支援するものであり、11款1項1目農地農業用施設災害復旧費、6、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業及び16、県営現年農業用施設災害復旧事業は、令和7年2月の融雪災害により被災した農業用施設の復旧費用との説明がありました。

都市政策課関係では、担当課より、2款1項9目運輸費は、議案第73号に係る損害賠償金との説明がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第74号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終了いたします。

○議長（古畑浩一君）

次に、田中立一市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田中委員長。〔7番 田中立一君登壇〕

○7番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第74号については、9月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

福祉事務所関係では、担当課より、社会福祉総務費の社会福祉施設物価高騰対策事業は、閣議決

定された重点支援地方交付金の増額に伴い、国が示す推奨事業メニューに沿って実施するものである。物価高騰分をサービス利用料に転嫁しにくい介護・障害サービス事業所に対して、施設の光熱水費、食材料費ほか、施設の運営に係る経費全般について、4月から9月までに支出した額に、消費者物価指数の対前年同月比増加率を参考に設定した3%分を上限額の範囲で補助する。29法人、1,100万円を見込み、うち1,000万円を財源として国交付金を充当する。

老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業は、防災・減災対策や感染症拡大防止対策の取組を行う事業者に補助する市町村に対して、国が補助する間接補助事業である。市内事業所に照会したところ、認知症グループホームの非常用自家発電設備整備メニューで1事業所から要望があり、採択の内示がされた。事業者の見積りによる事業費及び内示額は770万円で、全額、国交付金を財源として充当するという説明がありました。

委員より、社会福祉施設物価高騰対策事業において、人件費についての質疑があり、担当課より、施設経費の多くを占める人件費は、介護報酬で賄われるべきものであり、補助の対象とすることは難しいため、それ以外の経費を幅広く対象とすることで支援したいという趣旨で制度設計している。今時点で、国が直接人件費に補助するような事業はない。介護報酬の改定は3年に1回で、次が8年度の末になる。それを待っていると、人材の流出が進んでしまう懸念があるので、緊急的に改定を行うとか、一時的にせよ補助等で下支えすることについて、県や北信越の市長会を通じて要望していると答弁がありました。

委員より、非常用自家発電設備の補助事業について、補助率が10分の10という非常に有利な補助制度であるにもかかわらず、要望が1事業所のみであることについての質疑があり、担当課より、市内に8か所ある認知症対応型グループホームの事業所にアンケートを実施したところ、2事業所は、既に非常用自家発電設備を設置済みとのことで、要望があったのは初めてである。この事業は、毎年、国や県から案内があり周知しているが、今後も周知を徹底していきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

健康増進課関係では、担当課より、医療対策費の医療機関物価高騰対策事業は、電気、ガス料金高騰の影響を受けた市内基幹病院に対し、安定した医療体制の維持につなげるため補助金を交付するもので、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であるという説明に、質疑はありませんでした。

以上で、議案第74号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまところ討論の通告がありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号、令和7年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することと決しました。

日程第6．議案第55号から同第65号まで

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第6、議案第55号から同第65号までを一括議題といたします。

本案につきましては、休会中、決算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、委員長より報告を求めます。

加藤康太郎決算審査特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

加藤委員長。〔3番 加藤康太郎君登壇〕

○3番（加藤康太郎君）

これより、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました決算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第55号、令和6年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定、議案第56号から同第61号までの令和6年度特別会計歳入歳出決算認定が6件、議案第62号から同第65号までの令和6年度企業会計決算認定4件の合計11件であります。

去る9月17日から9月19日までの3日間にわたり、審査を行ってまいりました。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な内容につきまして、ご報告いたします。

詳細についての報告は、議長、議会選出監査委員を除く議員16名が委員であることにより省略させていただきますが、委員会における主な質疑として、ふるさと納税における返礼品の適切な対応、電子地域通貨事業におけるポイント有効期間の延長に対する取組、介護人材の確保に向けた取組等、多くの質疑が交わされております。

また、シーサイドバレースキー場、シャルマン火打スキー場、グリーンメッセ能生、長者温泉ゆとり館の管理運営事業に対し、一般財源の支出が多くなっているため、検証、見直しを求める旨、意見がありました。

これに対し、行政からは、各施設ともに続けていけるかどうかの判断が必要な時期が来ているとの認識が示されております。

さらに、鉄道ジオラマの運営に不具合が生じているジオパルの施設運営に関し、市長からは、予断なく対応するとの答弁がなされております。

地方自治運営の基本原則である住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるべく、予断なく、行財政改革にともに取り組んでいくことを求めます。

最後に、3日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当各位より、議事進行に多大なるご協力をいただき、長時間にわたる熱心な審査の上、決算審査を終了することができましたことを、副委員長と共に感謝・御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

田原 実議員。〔15番 田原 実君登壇〕

○15番（田原 実君）

創生クラブ所属、田原 実です。

議案第55号、令和6年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

まず、人件費では、令和6年度決算人件費総額43億8,800万円、うち退職手当2億3,200万円については、職員数を減らしていく一方で、人件費総額は増加傾向となっていますが、行政課題や災害対応などに尽力されている点を評価し、また、今年度は組織機構の見直しを行うとのことであり、期待を込めて認定するものであります。新たな組織機構では、市民に分かりやすく、事務の効率化や簡素化を図り、市政運営の意思決定が迅速に行われ、スピード感ある組織運営に期待します。

また、市職員には、住民との対話を重視し、自治会をはじめとする各種団体等に出前講座などで出向き、まちづくりに対する住民理解を積極的に進めていただきたいと思います。

4款衛生費では、医療対策費、救急医療対策事業9,869万円、医療人材確保対策事業1億3,931万円、市内産婦人科確保対策事業2,534万円などで、救急医療など、市民の命の安心と市内分娩への対応をいただきました。これからも糸魚川での医療体制確保に向けて、医師、看護師確保や、糸魚川総合病院存続へのさらなる取組をお願いいたします。

7款商工費では、シーサイドバレースキー場に8,042万円、シャルマン火打スキー場に9,173万円、グリーンメッセ能生に3,222万円を支出、また、長者温泉ゆとり館運営に1,592万円を一般財源から支出しています。また、観光イベント助成に1,336万円、観光協会支援事業に5,917万円、ジオパーク推進費に2,812万円を一般財源から支出しています。今後もこれを持続することに対しては、費用対効果と市民理解が課題となっています。

災害への対応としては、11款災害復旧費、農地農業用施設復旧費5億1,597万円により、糸魚川の基幹産業である農業の持続への対応をいただきました。また、能登半島地震関連では、災害救助費、安心安全すまいる事業、地区集会施設整備助成事業、防災出前講座、防災訓練など、市民の生命と財産を守る取組に対応いただきました。今後も、万が一の事態への備えと各課連携してのスピーディーな対応ができる組織体制をお願いいたします。

以下、財政課より提出いただきました令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率算定資料など、より読み取れる財政健全化と財政運営について分析をし、意見を申し上げます。

まず、令和6年度決算の4つの財政健全化判断比率から、健全な財政運営に努力している点は評価いたします。その上で、令和6年度の実質公債費比率は13%ですが、類似団体と比較すると上回っている状態であることから、投資計画を定め、健全な財政運営をお願いいたします。

歳出面では、物件費の上昇が気になります。資材等の高騰や人件費の上昇が原因と思われますが、公共施設等の見直しを積極的に進めていただきたい。財政調整基金については、標準財政規模の10%程度の残高を確保しておりますが、令和6年度当初予算で5億9,000万円を取り崩し、年度中に9億円を積み立てています。

以上の改善点を踏まえ、令和8年度予算編成は令和6年度決算を分析し、久保田市長が掲げる縮充を基本に、人口規模に見合った公共資源の適正化を図っていただくと同時に、医療や介護の社会保障事業費を確保して、住民生活により重点を置いた予算編成を行っていただきたい。

今後は、長年取り組んできた事業の成果と将来負担を考慮しての継続への決断が求められます。久保田市長は、新しい市長として、これまでの20年を清算しつつ、経営者としての厳しい判断に迫られることになります。これは、市長も十分ご承知のことと思います。以前より市民からは、行政職員、議員には意識改革が必要との声があります。そして、その改革を進めるキーワードは地域経営と決算主義であると考えます。

地域経営とは何か。予算主義から決算主義への脱皮です。そして、なぜそれが必要なのか。一般社団法人Maniken、中村 健様のブログより引用し、ご紹介して、賛成討論のまとめとさせていただきます。

地域経営とは、こういう地域になりたいというビジョンを描いて、それが実現するように実行していくことであり、ビジョンとは、活動した結果に到達したいゴールのこと、すなわち決算である。決算は、予算をつけて活動した結果、どうなったかのことであり、逆に言えば、予算とは、決算時にこういう状態を実現したいということがあってから考えるものである。よって、地域経営は予算決算で見れば、決算主義でなければならない。

ところが、多くの行政は予算主義になっていて、予算の獲得に意識が集中し、予算がつけば、それを計画したとおりに執行し、本来の目的がどうだったか、どのような成果や効果を生み出そうとしていたかについては、意識が希薄になっているケースが散見される。

また、各部、各課各係、各担当者単位で動くことが多いため、組織的・面的な活動にはなりづらく、個々の点の活動にとどまってしまい、成果が出にくくなっている。これを決算から逆算して考えれば、こういう状態をつくり出したいということから、どこどこの課とどこどこの課が連携したほうがよいとか、あの事業とこの事業は一緒にしたほうが効果が上がりやすい等の意見や活動にもつながりやすいと考えられる。これが、一朝一夕にはいかないことは重々承知しているが、地方創

生法から10年が経過して、今なおやっているのにうまくいかないなと思われている人は、予算主義と決算主義の視点で考えてみていただきたいというものであります。

以上のことから、久保田市長が言われるバックキャスティングは、予算主義から決算主義へ、それによる地域経営の観点であると考えます。

そのようなことで、市長がリーダーシップを発揮していただきまして、意識改革と組織改革を強く進めていただきたいとの願いを込めまして、決算審査へのまとめの意見とさせていただきます。

以上、会派、創生クラブとして、議案第55号、令和6年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論といたします。

○議長（古畑浩一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第55号、令和6年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第56号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第57号、令和6年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第58号、令和6年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第59号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第60号、令和6年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第61号、令和6年度、糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第62号、令和6年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することと決しました。

次に、議案第63号、令和6年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することと決しました。

次に、議案第64号、令和6年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することと決しました。

次に、議案第65号、令和6年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することと決しました。

日程第7．議員派遣について

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

10月2日に開催予定の上越三市議会議員合同研修会、10月7日に開催予定の糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、11月11日に開催予定の糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することと決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、この取扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

なお、詳細につきましては、後日、通知いたします。

日程第8．閉会中の継続調査について

○議長（古畑浩一君）

次に、日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、建設産業常任委員会委員長、市民厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してございます申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することと決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、久保田市長から発言を求められております。この際これを許します。

久保田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（古畑浩一君）

久保田市長。〔市長 久保田郁夫君登壇〕

○市長（久保田郁夫君）

長時間にわたりお疲れさまでございました。

令和7年第4回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る9月1日から本日までの長期間にわたり、条例改正や決算認定など多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、一次救急医療体制の変更について、ご報告申し上げます。

10月1日から、当市の一次救急受入れ体制に、よしだ病院が加わり、体制の一部が変更となります。水曜日の夜間は、よしだ病院が、かぜ症状や打撲・関節痛、感染症検査など、比較的軽症な症状の患者について、優先的に受入れを行います。

なお、詳細な検査が必要となる場合や症状により受入れ・対応が困難と判断した場合は、これまでと同様に糸魚川総合病院で受入れを行います。よしだ病院の加入により、糸魚川総合病院及び医師会の先生方の負担軽減につながるものと捉えております。

引き続き、関係機関と連携し、安全・安心な救急医療体制の維持・確保に取り組んでまいります。

2点目に、糸魚川ジオパークのユネスコ世界ジオパーク再認定について、ご報告申し上げます。

9月5日から6日まで、チリで開催されました第10回ユネスコ世界ジオパーク・カウンシル会議で、糸魚川ジオパークの再認定が決定いたしました。正式な通知は年内に届く見込みですが、今後も引き続き、当市ならではの強みをつなげ、生かすプログラムとして教育や環境保全、地域振興等の推進に活用してまいります。

最後に、地区懇談会の開催について、ご報告申し上げます。

10月2日から11月27日まで、小学校区を単位としました13会場において地区懇談会を開催いたします。私の公約や、これからのまちづくりに関する考えをお話しさせていただき、参加者の皆様と対話したいと考えております。

詳細な日程につきましては、広報おしらせばん等で周知いたしますが、議員並びに多くの市民の皆様からご参加いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、3点について、ご報告申し上げました。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和7年12月市議会定例会の招集日を12月1日月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（古畑浩一君）

これをもちまして、令和7年第4回糸魚川市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

〈午前11時38分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員